

会議の名称	(番号) 1-19	第17回墨田区景観審議会		
開催日時	平成30年11月8日(木) 10時から11時30分まで			
開催場所	墨田区役所12階 123会議室			
出席者数	委員8人(欠席1人) 加藤仁美 村山顕人 笠井 孝 岡本郁雄 大嶋龍男 岸 成行 田中芳文 蓮見 修			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
報告事項	(1) 墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況について (2) アート作品の取扱いについて (3) すみだ景観フォーラムの活動について (4) 東京都景観計画の変更について			
配付資料	(郵送済み) 資料1 墨田区景観審議会委員名簿 資料2 墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況 資料3 アート作品の取扱いに関するアンケート 資料4 すみだ景観フォーラムの活動内容 資料5 東京都景観計画の変更《概要》 (本日机上配付) 次第 参考資料1. 墨田区景観計画 参考資料2. 参考図書(景観法、景観法施行令、墨田区景観条例、墨田区景観規則)			
会議概要	1 開会 2 委員紹介 3 報告事項 (1) 墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況について (2) アート作品の取扱いについて (3) すみだ景観フォーラムの活動について			

	<p>(4) 東京都景観計画の変更について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>
所 管 課	<p>都市計画部 都市計画課 景観・まちづくり担当</p> <p>電話 03(5608)6266 FAX 03(5608)6409</p>

## 第17回 墨田区景観審議会

平成30年11月8日（木）午前10時00分～

### <加藤会長>

第17回墨田区景観審議会を開催いたします。

まず初めに、事務局から委員の出席状況と新委員の紹介をお願いします。

### <渡辺部長（都市計画部長）>

渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様の出席状況を報告させていただきます。

本日の出席されている委員8名、欠席が1名、以上、委員総数9名に対しまして半数以上の委員の方が出席されておりますので、本審議会は成立しております。

次に、委員の方に変更がございましたので、新委員をここでご紹介をさせていただきます。

資料1、審議会の委員名簿をごらんください。

東京都の人事異動に伴いまして、関係行政団体職員である委員が前任の寺沢委員から蓮見委員にかわられました。

蓮見委員、よろしくお願いいたします。

### <蓮見委員>

よろしくお願いいたします。

### <渡辺部長（都市計画部長）>

以上でございます。

### <加藤会長>

ありがとうございました。

それでは、続きまして、本日の進行について事務局のほうからご説明をお願いいたします。

### <武井課長（都市計画課長）>

事務局の都市計画課課長の武井でございます。

まず、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まずお手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、机の上に、本日の次第を置かせていただきました。

また、事前に郵送をさせていただき、本日ご持参いただいている、左上がホチキス止めになっている資料1から5でございます。

それから、参考資料としまして、冊子をお手元に何冊か置かせていただいております。

本日、審議事項はなく、報告事項として、次第に記載がある4点をご報告させていただければと思います。

報告事項の1つ目が墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況について、2つ目がアート作品の取扱いについて、3つ目がすみだ景観フォーラムの活動について、4つ目が東京都景観計画の変更についてとなっております。

会場の都合上、終了予定時刻を11時半ごろということにさせていただいておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

### <加藤会長>

ありがとうございました。

それでは、議事を進めさせていただきますと思います。

初めに、議事の説明者のご承認を諮りたいと思います。

説明者として渡辺都市計画部長。

### <渡辺部長（都市計画部長）>

よろしくお願いいたします。

### <加藤会長>

武井都市計画課長。

### <武井課長（都市計画課長）>

改めまして、よろしくお願いいいたします。

<加藤会長>

景観・まちづくり担当、佐藤主査。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

よろしくお願いいいたします。

<加藤会長>

川主事。

<川主事（景観・まちづくり担当）>

よろしくお願いいいたします。

<加藤会長>

それから、景観アドバイザーの村上先生です。

<村上アドバイザー>

よろしくお願いいいたします。

<加藤会長>

以上、ご承認いただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

<加藤会長>

ありがとうございます。

それでは、ご承認いただきましたので、議事に入りたいと思います。

まず、報告事項が、先ほどご説明ありましたように4つございます。

1つ目は、墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況についてでございます。

では、事務局のほうからご説明お願いいいたします。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況についてご説明いたします。

お手元の資料2及び前方の画面をごらんください。

届出状況のご報告の前に、事前協議及び届出の対象規模について簡単にご説明いたします。

まず、事前協議についてですが、建築物

は高さ15m以上かつ延べ面積3,000㎡以上、工作物は確認申請を要する規模の工作物のうち高さ15m以上にあるもの、開発行為は開発面積500㎡以上が対象となっております。事前協議の対象となりますと、景観アドバイザーと協議をしていただく必要がございます。

続きまして、届出の場合の規模についてですが、建築物は高さ15m以上または延べ面積500㎡以上が対象でございます。工作物と開発行為につきましては、届出対象と事前協議の対象が同じ規模でございますので、届出と事前協議は基本的にセットとなっております。

なお、平成29年6月、亀沢地区が景観形成重点地区に指定されたことにより、亀沢地区における建築物につきましては原則として全てが届出の対象となります。同じく、工作物についての高さの規制はなく、確認申請が必要な規模であれば全て対象となります。

それでは、建築物の事前協議・届出状況についてご報告いたします。

お手元の資料2の（1）の部分に該当いたします。

平成29年度の建築物の届出件数は165件でした。165件の内訳としましては、事前協議対象となるものが15件、届出のみ対象となるものが150件でございました。

参考までに、景観条例の届出件数と墨田区の確認申請件数との関係についてお示しました。左の目盛りと青い折れ線グラフが墨田区内の確認申請の件数を、右の目盛りと赤い折れ線グラフが景観届出件数をあらわしてございます。確認申請の件数と景観条例の届出件数はほぼ比例している様子

がわかるかと思えます。

続きまして、工作物についてですけれども、平成29年度の事前協議及び届出の件数は2件でございました。内容は、屋上看板の設置1件、あとは袖看板の補修が1件でした。

次に、開発行為についてですが、平成29年度の事前協議及び届出の件数は2件でございました。内容は、道路廃止に伴う開発行為が1件と、宅地開発に伴う開発行為が1件でございました。

続きまして、景観アドバイザーの年間協議日数です。

お手元の資料では、資料2、(2)の部分に該当いたします。

事前協議対象となる比較的大きな建築物、あとは区の施設につきましては景観アドバイザーとの協議を行っております。

平成29年度の年間協議日数は22日でございました。

続きまして、亀沢地区の景観形成重点地区の指定後の効果についてご報告いたします。

お手元の資料では、資料2、(3)の部分に該当いたします。

平成29年6月、亀沢地区は景観形成重点地区に指定されました。

指定以前は、他地区と同様の景観届出基準でしたが、指定以降は原則として全ての建築物、工作物が届出の対象となりました。

景観形成重点地区に指定されて以降、小規模建築物についても届出の対象となりましたが、これらについては他の地区の色彩基準よりも基本色で利用できる範囲が広めに設定されているというのが特徴でございます。これは、外壁面積が比較的小さいこ

とから町並みに対する影響が少ないと考えられていることによるものです。

次に、亀沢地区の届出件数についてですが、景観形成重点地区に指定された平成29年度は過去5年と比較して件数がふえまして、届出件数は16件でした。このうち6件が新たな対象規模に該当しております。新たに届出対象となりました建物は全て新築の戸建てでございます。位置を地図上の赤い星印でお示しいたしました。小規模であっても大きな通り沿いに位置するような景観上の影響が大きい建築物もあるかと思えますので、景観形成によりよい影響を与えているのではないかと思います。

亀沢地区が景観形成重点地区に指定されたことにより、例えば、今は色彩基準に適合していない建築物も、今後、外壁改修に合わせて町並みに溶け込むようになっていくことが考えられます。例を幾つか示させていただきます。

まず、北斎通りに面しているこちらの赤味の色が強い建築物です。

次に、こちらは北斎通りと三ツ目通りの交差点に位置する明度が少し低めの建築物です。

こちらは、住宅街に位置する少し青味の強い建築物です。

今後、このような建築物も届出対象となりますので、町並みに統一感が出てくることと思えます。

墨田区景観条例に基づく事前協議・届出状況につきましては、以上でございます。

<加藤会長>

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告につきまして何かご意見、ご質問等がありましたらお

願いたいと思います。

<大嶋委員>

亀沢地区は一般の住宅もそのような制限を受けるのですね。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

そうです。

<大嶋委員>

それに対して一般の住宅を建てる方から、そういった制限を受けることは非常に嫌だというような苦情はありますか。それとも、色のことも含め、淡々と受け入れていましたか。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

皆様、ご理解いただいております。亀沢にお住まいの皆様は、亀沢がいいまちになるということをごく望んでいらっしゃると思いますので、比較的協力的に対応をいただいているかと思います。

<大嶋委員>

今後、こういったことが亀沢地区以外でふえていっても、余り大きな問題はなさそうかどうかですか。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

今のところは、1年ほど経過しておりますが、特にございません。

<大嶋委員>

わかりました。

<加藤会長>

景観アドバイザーの村上先生、今の話について何かございますか。

<村上アドバイザー>

今の小規模のものはアドバイザー協議の対象ではないので協議には上がってこないのですが、地元の方ではどのようになっていますか。

<岸委員>

1つは届出で細かい建築物の工事も拾っていくというのが一番の趣旨ですけれども、今ご質問がありましたように、その地域で皆さん賛成反対いかがですかという中で、特に反対ということはなく、むしろ好意的に受けとめてくださっている方が多いです。それから亀沢一丁目から四丁目までに4つの町会の役員会や幹部会で、その方に来ていただいてご説明していただいて、こういう意味があるということでご理解いただいています。

建替え調整協議会という制度、それから、今回の景観形成重点地区の指定を受けたということが全てつながっていますので、そういう意味では住んでいる方の意識が少しずつ変わってきています。

それから、外部の事業者さんがマンションとかそういうのをお建てになるときに、この地域ではこういうことをしないとイケないかなという自覚もされているようなことは感じております。

<加藤会長>

ありがとうございます。

先ほどの色のお話ですが、色の基本の範囲が広めになったというように聞こえたのですが、そうすると、先ほどの問題となっている色、色彩はどのようにコントロールされるのでしょうか。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

その範囲の中で審査させていただくことになります。

<村上アドバイザー>

範囲については、彩度は広がっておらず、明度が下に下がっているということになっています。先ほどの建物は鮮やかさが強かったので。

<加藤会長>

強かったので、あの枠の中に入っていないということですね。

<村上アドバイザー>

はい。

<加藤会長>

わかりました。広げたのは……

<村上アドバイザー>

小さい建物は屋根が瓦ぶきだったり、やはり少し濃い色が多いので、そういう意味で明度の範囲を広げていますが、彩度は広げていません。

<加藤会長>

そういうことですね。

<岸委員>

当初、色の範囲を決めたときに、東京都の1つのルールがあり、それに準じてこのルールを決めていこうという中で、やはり亀沢は物づくりのまちなので、昔から、例えば黒、グレー、白といった色気が多く、どちらかといううれんが的な茶系やベージュというのは新しい建物。

そういう中で、派手な色は少し抑えなきゃいけないけれども、その白黒の範囲は少し広げてあげてもいいのではないかと。そのほうが実情に合ってきますし、例えば、瓦屋根みたいなものがあつたとき、あるいは町工場のグレーの外壁があつたときをどうやって見ていくかということがあつたので、その辺を少し、広げたというよりもちょっと調整したという意味合いだと思います。

<加藤会長>

よくわかりました。ありがとうございます。

<村上アドバイザー>

よろしいですか。

<加藤会長>

はい。

<村上アドバイザー>

東京都の景観の委員がいらっしゃるのであれですけれども、大規模なものを基準に決めるような色彩の考え方になっていたので、住宅やそういったものには合わないなと前から感じていましたので、一般的にもそういうことが言えると思います。

<加藤会長>

わかりました。ありがとうございました。

<大嶋委員>

あと、もう一つ。

先ほど3枚ほど写真見せてもらいましたが、それはもう建てられているから、触ることはできないのですか。

<佐藤主査(景観・まちづくり担当)>

そうですね。ただし、これから塗りかえなどされるときがあると思いますので、そのときには今の基準に合わせていただきます。

<大嶋委員>

なるほど、そういう意味ですね。あの派手な青についても、塗りかえのときに対応するということですね。はい、わかりました。

<加藤会長>

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、2つ目の報告に入りたいと思います。

アート作品の取扱いについてでございます。

では、事務局のほうからご説明お願いいたします。

<佐藤主査(景観・まちづくり担当)>

アート作品の取扱いについてご説明いたします。

お手元の資料3及び前方の画面をごらんください。

昨年行った第16回の審議会におきまして、アサヒグループホールディングス株式会社さんの炎のオブジェの塗りかえについての報告を行いました。その中で、アート作品を色彩計画に当てはめることの是非やアート作品と工作物や屋外広告物の判別の難しさ、アート作品と称した屋外広告物の氾濫のおそれなどの議論がなされまして、オブジェなどのアート作品の取り扱いにつきまして引き続き検討が必要ではないかということになりました。

それを受けまして、各区計22区に対しましてアンケートを行いましたのでご報告いたします。

今回、行いましたアンケートでは、広くアート作品について質問いたしました。

アート作品の例として、壁面自体に着色等を施した壁画のようなもの、建築物自体が何かの形状を模す等デザイン性を持つもの、工作物に該当するようなオブジェ、この3つを例示しまして各区に取り扱いについて確認いたしました。

景観計画等においてアート作品を通常の建築物や工作物と同様に扱うかと質問しましたところ、同様に扱うという回答が14区で64%、同様には扱わないという区が5区で23%という結果でした。

同様に扱うとした区のコメントとしましては、一般と同様というコメントのほか、原則として同様に扱いますけれども、例外規定に当てはまれば適用除外をすることができるなどの回答もありました。

また、同様に扱わないとした区のコメントとしましては、基本的にアート作品自体を色彩計画の対象外としている、屋外広告物条例の対象となる場合は景観届けの対象外としている、工作物自体が届出の対象外である、彫像、オブジェなどは専門委員会の了承は不要で処理できるといった意見がございました。

アンケートの結果より、アート作品の取り扱いについては、必ずしも通常の建築物や工作物と同様に扱っていない様子が見えましたが、お答えしました。

今後の墨田区の方向性としてしましては、アート作品における表現の自由を尊重しながら、一方、表現の自由を楯とした色彩の氾濫に対する規制も大事だと思いますので、この2つのバランスが必要であると考えております。

まだ結論は出ておりませんが、引き続き研究を進めていきたいと考えておりますので、皆様に改めてご意見等いただければと思っております。

アート作品の取り扱いについては、以上でございます。

#### <加藤会長>

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告につきまして何かご意見等がありましたらお願いいたします。

#### <田中委員>

このアート作品という用語ですが、この概念がおよそどのようなものか、実はよくわかりません。

同様に扱わないという区もあるようですが、どういった基準で振り分けたのか。そして、岸委員も前回おっしゃいましたが、

誰がこの芸術性を判断するかといったような問題があります。屋外広告物など、さまざまなものがありますが、どのように区分けするか。

そうすると、それによって当然法律や条例もありますから、扱いが違ってきます。そのため、逆に、こういうものはこう扱おうというような運用規定のようなものを細かく考えたほうが現実的じゃないかと思えます。

ただ、いずれにしましても、例えば、墨田区さんのほうでこういった相談や、あるいはこうしていただきたいというような要望も含めて、最近は何のくらいふえているのかも少しお教えいただきたいと思えます。

#### <加藤会長>

ありがとうございます。

これからこういうことがふえてきそうな気もするのですが、アート作品の概念とか芸術性の判断とか、それから実績などのデータ等がありましたら、墨田区さんのほうからお聞かせいただけますでしょうか。

それから、運用方針については、これから少しずつ重ねていく中で何か考えられるのか、その辺も何かお考えがございませうでしょうか。

#### <佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

参考までに、他区でアート作品は別に扱うという区があったので、そちらに電話をして少し詳しく聞いてみました。

そうしますと、やはり芸術性が高いと認められるものですか、少しあいまいな回答でした。

皆さん線引きを決めるのは難しいようでして、都度判断になっているのが実際のと

ころのようでした。

それから、相談などの事例につきましては、正直、具体的な相談というのはほとんどありません。昨年のアサヒさんの炎のオブジェについては具体的な相談としてありましたが、先ほどの、工作物の申請についても、屋上の看板が1件と袖看板の枠を少し補修したいという、その2件だけでしたので、いわゆるオブジェなどを新設する相談や、申請というのはございませんでした。

#### <渡辺部長（都市計画部長）>

きょうの時点では、22区に対するアンケートの結果とその考察でしか報告ができておりませんが、本来であれば、私ども墨田区として考え方を持っていないといけないと事務局としては思います。しかし、他区が迷っているのと同じように、私どもも一定の考え方を今の時点でなかなかお示しできないというところがあります。昨年、アサヒさんのオブジェが端を発した形になり、先ほど事務局からも申し上げましたが、引き続きの研究課題とさせていただきたいと思っております。

ただ、今後こういった相談なり申請がふえてくる中では、その時々で、これアートは作品だ、アート作品ではない、というわけにもいかないの、何らかの考え方を、またこういう機会でお示しをさせていただければというふうに思っております。

#### <加藤会長>

わかりました。ありがとうございます。

何か、ご意見ございますか。

#### <大嶋委員>

最後のところですけども、いつまでに決めるのか、それを目標にしないと、今年度中にやるのか、その期限を一応ある程

度明確にしておいたほうがいいと思っています。それではいつまでたっても決まらないです。

＜渡辺部長（都市計画部長）＞

それが難しいんですよ。

＜大嶋委員＞

それを決めたからすぐに決められるということはないですけども、一応決めて作業をして、それがまだ十分じゃないからもう一年というのはいいと思います。一応報告はいつするかという期限を一旦決めないとということです。

＜武井課長（都市計画課長）＞

そうですね。これまで、この景観審議会の開催を年に一回必ず開こうということでやっていますので、少なくとも来年また、そのときにはもう少し踏み込んだもので報告したいとは思っています。

＜大嶋委員＞

それでは、一応、次回の審議会までにとということで。

＜渡辺部長（都市計画部長）＞

人それぞれなので、非常に厳しいですね。

また、アート作品としてみるのか見ないのかという議論から始まってしまうと思うのですが、アート作品として見る場合も百人百様なので、その辺の難しさがあるといつまでというのがなかなか。大嶋委員のおっしゃるとおりなのですが、難しいです。

＜武井課長（都市計画課長）＞

本当に、なかなか難しいなと思っています。ですけども、事務局の中である程度のぼんやりした考え方までは大丈夫だろうとは思っています。けれども、グレーのところはどうしても白黒にはできないので、そこは、例えばアドバイザーさんの意見を伺うとか

審議会のご意見を伺うとかというところに頼るというのも答えになっていくのではないかなと、そんな方向になるのではないかなとは思っているのですけれども。

ただ、部長も言うておりましたが、アート作品は自分がアートだって言い切ったらアートになってしまうのかということでもなく、それぞれに基準があり、それでは同じアート作品つくっている人でも何かの賞を受賞した人としない人で異なるのかなど、そういったところの基準は結局定められないと思うので、届出の規模対象になるかならないか、ある程度のカテゴリーの中で、こんな方向性ではないかということまでが区としての考えを持てる場所ではないかなと思っています。

＜加藤会長＞

よろしいですか。ほかのご意見もありましたら。

＜村上アドバイザー＞

今の分類では、工作物の中に橋梁とかアート作品も入っています、要するに門扉と一緒に分類ですね。

そこで、橋梁などを、工作物の中でどういう扱いにするかというような判断をするのにも難しさがあります。

それからもう一つは、彫刻などの、そういうはっきりしたものではなく、建物の壁面にいろいろと絵が描かれていることは結構あります。それが今後出てきたらどうしようかという分別ができにくいものもあります。

＜大嶋委員＞

大阪でいうグリコのこういう看板は、どうなんでしょうか。

＜村上アドバイザー＞

そうですね、ですので本当に判断に困ると思います。一概には、議論をして、余り決めてしまうのもいけないので、こうした事例が年に何回も出てこないだろうということで、やはり議論をするということが大事なのではないかなと思います。

<大嶋委員>

一つ一つのものが今度審議会の中の議論の一つになるということですか。これはアートである、これはアートではないということ、多数決ではないけれども、みんなここで決める。

<村上アドバイザー>

何が何でも全部審議会にかけるのは大変でしょうが。

<大嶋委員>

大変でしょう、だから何かいいのですが。

<村上アドバイザー>

我々も困りましたね。

<武井課長（都市計画課長）>

余り縛りをかけてしまうと、せっかくアート作品として設置してくれるものを全て除外していくことになりかねないので、きちぎちの基準を定めるということは余りいいことではないのかもしれないというふうに思うところです。

<大嶋委員>

それを言うと、アートだと思っている人がこれはアートって言って、自由につくりますよって言ったときに、いや、それは違う、規制があるんですよってというのは誰が判断するのかということがありますね。部長が判断されたらオーケーなのか、審議会の判断ならオーケーなのかとなると、どうしても審議会というのを頼らざるを得ないですよ、みんなの合意がある。

だから、そうになってしまうまでの間に、これ上げてくださいって言うのか、それともある基準で上げざるを得ないのか。

要は、そういうのを、ある程度方向を、一応紙ベースでたたき台みたいのをつくって出さないと、いつまでたっても収束しません。

<加藤会長>

そうですね。

<大嶋委員>

だから、期限というのは一応大事です。

次回までに、1つアクションアイテムとして方向性を出すというのを決めて、今はここまで検討してますというということになってくると思います。

<田中委員>

ただ、アート作品について、内々で議論するのはいいのですが、外に出したときに、かえって逆に墨田区はアート作品を歓迎しているんじゃないか、と誘導して次から次へと乱立して出てくるとまた大変ですね。ですから、出し方も少し考えたほうがいいかなとは思っているのですが。

<村上アドバイザー>

そうですね、おっしゃるように、今、表に出た項目がないというか、会議の中では通用していますけれども、規制の中にはないというのが幸いしているかもしれないですね。

アメリカで、廃棄物を使った彫刻のある町を見ました。そうしたものを設置すると、すごく困るかなと。たまたまそのまちはそれが合うような雰囲気住宅街だったので、おもしろい廃棄物彫刻がたくさん並んでいましたけれども、例えば、亀沢でそんなものが並んだら目も当てられない

です。周辺との関係もあるので難しいですよ。ね。

<加藤会長>

難しいですね。

まとめきれませんが、私も、基準があるとかえって逆方向に作用するのを感じます。なので、少し議論を積み重ねていかなければならないという話と、それから手続きのルールだけは決めておいて、審査するのは専門家だけというように、ソフトなルールだけでいくというのがあるかなと思います。

すみません、ここで議論を重ねていくということでもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

<加藤会長>

よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、3つ目のご報告になりますが、すみだ景観フォーラムの活動についてでございます。

では、ご説明のほうお願いいたします。

<川主事(景観・まちづくり担当)>

すみだ景観フォーラムの活動についてご報告させていただきます。

すみだ景観フォーラムの発足の経緯になりますけれども、区民の方々がすみだの景観に興味を持ち、景観に関する取り組みに積極的に参加していただくという趣旨のもと設立されました。こちらについて自発的に区民の方々に景観に取り組んでいただきまして、都市計画課は事務局としてその活動をサポートしていくという形になっております。

会員の方は年々ふえておりまして、平成29年度まででは会員数が84名となっております。

ます。

すみだ景観フォーラムの活動内容としては、先ほどの会員の中でも有志の方ですみだ景観フォーラム実行委員会という方が26名ほどいらっしゃいます。その方々によって月1回程度、第3水曜日に定例の打ち合わせを行っております。そちらの中で、年の中で行うイベントについて、まちあるきやシンポジウムなどについてどのような企画を行っていくかということについて検討を行っております。

ことしについては、ほかにもワークショップなどの開催を行っております。

こちらが、これまで行いましたすみだ景観フォーラムの取り組みとなっております。後ろにございますのは、実際に委員の方が作成していただいたことしのシンポジウムのチラシとなっております。これまでに第1回から第10回開催いたしました活動についてこちらにお示ししております。

例としまして、昨年度行ったシンポジウムの内容についてご紹介させていただきます。

昨年、第10回は曳舟にございますユートリヤのマスターホールにて発表会を行わせていただきました。テーマは「すみだの春夏秋冬」になっておりまして、約50名の方が当日ご参加いただきました。

内容としましては、第1部で「すみだの四季」、こちらでは区内各所の四季を感じられる景観について、実行委員の方が実際撮った写真をもとに紹介してまいりました。また第2部では「大横川親水公園の四季」といたしまして、この年8月と11月に実際大横川親水公園を歩くという「まちあるき」を企画しておりますので、そちらの写真

も含めて春・夏・秋・冬での大横川親水公園の四季の川の違いについてご紹介いたしました。

また、第3部では、参加者とのディスカッションといたしまして、当日お呼びしておりましたコーディネーターの先生と一緒に、ほかの方々にすみだの四季としてはどういったものがほかにありますかというようなことを話題に上げていただきまして、ディスカッションのほうを行っていただきました。

今年度についても、引き続き活動を行っておりまして3月ごろにシンポジウムの開催を予定しております。

こちらの発表は以上となります。

<加藤会長>

ありがとうございます。

非常に活発に活動をされていることに非常に驚きを感じましたけれども、何かご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

<村山委員>

非常に精力的に活動をされて、大変すばらしいと思います。

こういった活動の中から、これからの墨田区の景観行政に何か新しい視点が出てきたりとか、あるいは今、景観計画の内容を少し変えたほうがいいのか、そういう景観行政への議論の反映みたいなことが今までにあれば教えていただきたいと思います。

<加藤会長>

いかがでしょうか。

<武井課長（都市計画課長）>

すみません、実は私、この景観担当をさせていただいて2年目ということで、それ以上昔のことはわからないのですが、

昨年の、このすみだの春夏秋冬というのを実際私も行かせていただいて、非常に皆さん楽しそうにやってくださっていましたが、どちらかというと、先ほどお話がありましたとおり、区民が主体となって墨田の景観を考えるということをテーマにしています。みずからいろいろ定点カメラで写真を撮ったりしてご紹介いただいたわけですが、その方向としては、墨田の景観や潤いとか憩いとかいろいろとそういったところを改めて見直していくという、そういった趣旨ですかね。

今、ご質問のあった、墨田区の景観計画としてこういったところをもう少し盛り込んでほしいというようなお話というのは、たしかそのときなかったんじゃないかなと思います。

景観計画を見てもらえばわかると思いますが、やはり行政だけでやるわけにいかないのも地域の方主体でやってもらう景観まちづくりというのもあるかと思うので、それぞれ両輪になって、こういった取り組みをしながらお互いに考え方を深め合えるのではないかなというふうに考えています。

<加藤会長>

ありがとうございます。

この実行委員の方が26名ということですが、私からすみません、26名の方はどういう方々なのでしょう。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

基本的には、区内在住か在勤の方がほとんどでして、建築に明るい方や都市計画に明るい方もいらっしゃいます。

あとは、歴史が好きな方もいらっしゃいます。

<加藤会長>

いろいろですね。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

そうですね、皆さん結構専門分野が違うので、お話をされていて相乗効果でいろんなアイデアが出てきたりですとか活発な議論をしています。

<加藤会長>

それこそ、本当に行政の景観計画に反映されていくようになるとうろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

<加藤会長>

ほかはいかがでしょうか、何かありませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、4つ目の報告になりますけれども、東京都景観計画の変更についてでございます。

では、ご説明のほうお願いいたします。

<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>

東京都景観計画の変更についてご説明いたします。

お手元の資料5及び前方の画面をごらんください。

本日、東京都の景観担当の課長さんがいらっしゃっているのに僭越でございますが、簡単に説明させていただきます。

ことしの8月に、東京都景観計画の変更がございました。東京都さんのホームページに掲載されております資料をもとに概要についてご説明いたします。

まず、「東京都の景観特性」の再構成がございました。これは、平成29年9月に作成された「都市づくりのグランドデザイン」というものが変更になりまして、それに基づき変更されたものでございます。

続きまして、「夜間における景観の形成

に関する方針」が追加されました。方針1として「ダイナミックな都市構造を光で表現」、方針2として「地域の個性を生かした夜間景観の形成」、方針3として「光の質の向上」を掲げています。

次に、「景観重要公共施設」の景観重要都市公園としまして、「水元公園」と「小金井公園」が追加されました。

次に、「大規模建築物等景観形成指針」についての変更がございました。夜間における景観形成に関する方針が追加されたことと先ほど申し上げましたが、それに関する事項と屋外広告物のただし書き規定が追加されました。

次に、文化財庭園等の眺望の保全に関する景観誘導区域に、墨田区内の「向島百花園」と「旧安田庭園」が追加されました。こちらで緑色の部分が旧安田庭園と向島百花園の部分でございます。赤い線で囲まれた部分は、墨田区景観計画におきまして歴史文化景観拠点と定めている範囲でございます。さらに今回、東京都の景観計画で定められたのが青い線で囲まれた部分、こちらを景観誘導区域としてこのたび定めております。

最後に、皇居周辺の風格ある景観誘導の主要な眺望点というものがあるのですが、その中に「東京駅丸の内駅前広場」というものが追加されました。

東京都の景観計画の変更につきましては、以上でございます。

<加藤会長>

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましては何かご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

**<田中委員>**

この一番上に書いてあります屋外広告物のただし書きを追加というのは、どのような内容でしょうか。景観とは余り関係ないです。

**<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>**

そうですね。東京都さんの景観計画はどのようなときにかかってくるかといいますと、墨田区で定められている、例えば、高さの規制とか容積率とか、そういうのを超えた大きな建築物を建てるときというのにかかってくる景観計画です。そういう規模のときに、また建物が建ったときの屋外広告物に、ただし書きの規定が追加されている状況でございます。

**<蓮見委員>**

ちょっと簡単に追加で説明をさせていただきます。

**<佐藤主査（景観・まちづくり担当）>**

ありがとうございます。

**<蓮見委員>**

大規模建築物等という東京都の条例の中で、例えば、再開発のああいう大きなビルですとか、あとは広場、公開空地なんかを用いた総合設計とかそういう、いわゆる容積率をアップするような技法を使うものを、都市開発諸制度を使うような案件については東京都の条例の中で、都市計画の手続をする前に事前協議をさせていただくという制度があります。今ご質問がございました屋外広告物のただし書きというところの追加ですけれども。

今までは、屋外広告物については高さですとか規模というのは比較的大規模建築物ですといっぱいついてしまうと周りの景観に与える影響というのは大きいものですか

ら、比較的大きさですとか高さなんかを規制していたのですが、今回のただし書きを用いたところって、例えば、繁華街で屋外広告物を基準より一部ちょっと緩和してつけることによって地域のにぎわいを創出するような効果があるとか、そういう効果が認められる場合については、今までの基準があるんですが、それを一部緩和して設置できますというようなただし書きを追加する形になっているというような状況です。

**<加藤会長>**

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

**<加藤会長>**

それでは、対象となるのは都市開発諸制度に基づく割と大規模な容積緩和などを受けている建物で、事前協議をするのは東京都の職員の方がされるのでしょうか。

**<蓮見委員>**

基本的に、都市計画の手続をする前に都の職員、うちの景観担当課のほうで事業者さんと事前協議をさせていただくものもありますし、一部、皇居周辺ですとか特に影響が高いようなところについては、また景観審議会の計画部会という部会がございまして、そこで学識経験者の先生方を交えてご意見をいただく場合もあります。

**<加藤会長>**

皇居周辺ですね。

**<蓮見委員>**

皇居の森があるのですけれども、あの森を超えるような建物なんていうのも学識経験者の先生方を交えて事業者さんと事前協議をさせていただいているというようなことになります。

**<加藤会長>**

わかりました。

ほかにかがででしょうか。

両括弧の2というのは、かつていろいろあったような気がするのですが、百花園、周辺に高い建物が建って大丈夫なのかと思うことがあったのですが、これは、こういうふうに位置づけられて今後はよくなっていくのでしょうかけれども、もう建ってしまったものはどうなのでしょう。

#### <蓮見委員>

基本的に青いラインというのは、今回の墨田区さんの2つの庭園を、ほかの場所も実際に指定しているのですが、大体青い線というのは庭園から1kmぐらいの範囲を指定しています。

既存のものについては、これから指導するというのがなかなか難しいのですが、今の赤枠の下に記載がありますとおり、先ほどご説明しました青い範囲の中で、先ほどの諸制度、容積緩和を受けるような建物については都の中で事前協議を行う中で、庭園からの見え方についても、どういうふうに見えるかと事前協議の中で事業者さんの方にシミュレーションを出していただいて、比較的周辺と調和するような計画にしてもらいように指導したり、また庭園から屋外広告物が見えないような形に指導したり、庭園と調和するような景観になるように事前協議のほうをさせていただくような状況になっています。

#### <武井課長（都市計画課長）>

先ほど、会長のほうから、以前に（2）番について話があったと思いますが、それは旧安田庭園のところからの眺望のチェックをアパホテルさんのときにさせていただいたことかと思えます。そのときに、たしか

外壁の色彩とかも、社長のイラストが出ないようにといった話もあり、アイボリー系の色彩にするということで、今、計画が進んでいるところです。

それから、墨田区のほうも少しご紹介させていただくと、この景観計画の中の24ページをごらんになっていただくと、向島百花園と旧安田庭園が歴史・文化景観拠点として既に指定されていて、少し規制が厳しめになっています。

今回、東京都さんのほうに押し寄せていて、区としては非常にありがたいと思っています。

その部分については、屋外広告物の規制が少し厳しめに入っていて、先ほどの2つの歴史・文化の地域における色彩基準が81、82に記載させていただいているところです。

#### <加藤会長>

何かご質問ありますでしょうか。

#### <渡辺部長（都市計画部長）>

墨田区の、これまでも景観計画で、いわゆるこの赤い部分については墨田の景観計画で一定の規制をやらせていただいたのですが、我々は23区、特別区の行政なので、赤い線によって他区に及んで規制をかけるわけにはいかなかったのです。例えば、安田庭園というのは東京都の名所指定も受けている庭園ですが、隅田川を越えてというのは行政としてできないですけれども、今回、東京都さんがこういう青い線を定めていただいたことで、先ほど、おおむね1km範囲というのがありましたけれども、そういう意味では非常に我々としてはウエルカムなものだなというふうに受けとめております。

#### <大嶋委員>

そうすると、アパホテルに関してもう一回、我々一応オーケーはしているという形で理解はしているけれども、もう一回それを、再度審議するということですか。

＜武井課長（都市計画課長）＞

いえ、もう既に計画を立てている段階で景観とか環境とか交通とかいろんな視点で、アパホテルを建てることによって周辺への環境影響はどうかということ、眺望もそのときにご審議とかご意見いただいたところなので。

＜大嶋委員＞

もういいのか。

＜武井課長（都市計画課長）＞

はい。今の計画のまま。

＜大嶋委員＞

今までより大きくなっても、今後はそれがもっと大きくなったのでということ。

＜武井課長（都市計画課長）＞

そうです。

＜加藤会長＞

でも、アパホテルのサイズのようなものは別に規制できないわけですよね。

＜武井課長（都市計画課長）＞

大きさとして。

＜加藤会長＞

大きさとしては。

＜武井課長（都市計画課長）＞

実は、アパホテルが建ったところというのは、再開発等促進区という地区計画が定められているところで、要は再開発を促進する区域です。ですから、あの区域には高いものが建つのは区としてもそういう誘導をしているので、そこは建ってしまう。

墨田区のそのほかのところについては、一般的な用途地域とか高度地区とかに合わ

せて今の基準で基本的には建ててもらわなければいけませんけれども、東京都さんのほうであった開発諸制度とかを使うような、今の基準よりも少し突出してつくろうというときには、やはり景観の配慮を厳しめに入れていただいたということ。

＜渡辺部長（都市計画部長）＞

建物の高さだとか規模だというのは、景観計画のほうでは規制ができませんけれども、そういったものが建つときには一定のそういった歴史的な、うちでいうと旧安田庭園ですが、東京都さんの向島百花園なんかというのは配慮いただこうという趣旨だというふうにご理解いただければと思います。

＜加藤会長＞

わかりました。

＜渡辺部長（都市計画部長）＞

規制はまた別の、課長が言ったように、用途規制だとかそういった高度地区での規制だとかという話になるかと思えますけれども。

＜加藤会長＞

よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。

＜村山委員＞

夜間における景観の形成に関する方針について、これはとてもいい内容だと思いますし、墨田区内で、例えば、隅田川沿いかスカイツリーの周辺などはこういうことをちゃんと考えていかなきゃいけないのではないかなと思うのですが、これは運用上という定義なので、実務上はこういう東京都の方針ができたときに墨田区での運用というのはどうなるのでしょうか。アドバイスするときに、こういう方針を念頭に置いて

アドバイスをしていくという形だったり、あるいは将来、景観計画を改定するときこういうような内容を盛り込む検討をするということでしょうか。

＜武井課長（都市計画課長）＞

墨田区のほうの景観計画では、実は逆と  
いいですか、余りきらびやかにしないよう  
にしてもらえないかという話がありまして、  
例えばですけれども、38ページの上の罫線  
の表で「照明」というところがありますけ  
れども、「夜間の景観を落ち着いたものにする  
ため、過度な照明を川に向けないよう配慮  
する」のように、ご迷惑をかけないよう  
な形のものが多いかなというふうに思  
います。

ただ、観光エリアといいですか、例えば  
橋とか、今おっしゃられた、まさに川と  
スカイツリーとかあいつたところという  
のは、地域の住まわれている方の調和は  
大事にしながらも、やはり観光地として  
のライトアップというのは必要なのでは  
ないかなと思っています。

今回の東京都さんの改定に合わせて、今  
すぐに改定しようかという考えは今現在  
のところ持っておりません。

＜村山委員＞

場所によりますよね。

＜武井課長（都市計画課長）＞

はい。

＜村山委員＞

なので、押さえるべきところは今の計  
画をきちっと尊重してやっていただきたい  
と思います。

＜加藤会長＞

ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事は全て終了した  
ことになります。

1時間弱ではございましたが、大変忌憚  
のないご意見をいただきましてありが  
うございました。

今後の開催予定につきましてですけれ  
ども、事務局のほうからご提案ござい  
ますでしょうか。

＜武井課長（都市計画課長）＞

先ほどもご案内しましたけれども、ま  
た多分1年後になるのかもしれませんが、  
次回の開催は今のところ特に予定は  
ございません。

また、開催予定が決まりましたら、皆  
様にご案内のほうをさせていただけれ  
ばと思います。

＜加藤会長＞

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第17回  
墨田区景観審議会を閉会いたします。

どうもご協力ありがとうございました。